

第1回～第6回 確認テスト

第1回

第1回でチェック頂きたいのは錯誤の問題です。

問1 動機の錯誤に基づいて錯誤取消しを主張するにつき、判例は、動機の表示は黙示的にされたのでは不十分であり、明示的にされ、意思表示の内容となった場合に初めて法律行為の要素となり得るとしている。(H23-05-エ) (改)

答え	
----	--

問2 錯誤による意思表示をした者に重大な過失があった場合には、その表意者は、取消しを主張することができないが、その意思表示の相手方は、取り消すことができる。(H17-04-ウ) (改)

答え	
----	--

問3 売買契約における当事者の一方Aの意思表示が錯誤の場合には、誰でも取消しを主張することができるが、詐欺の場合には、取消権を行使することができる者は限定されている。(H06-05-イ) (改)

答え	
----	--

解 答

問1 × 動機の錯誤による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができ(民法95条2項)、その表示は、黙示の表示でもよい(最判平元.9.14)。

問2 × 錯誤が表意者の重大な過失による場合、錯誤による取消しを主張できない(民法95条3項)。また、錯誤による取消しができる者は、意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人である(民法120条2項)。

問3 × 錯誤や詐欺による取消しができる者は、意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人である(民法120条2項)。